

◆ 食費・居住費（令和 8 年 8 月改定）

負担段階	居住費（滞在費）一日あたり		食 費 （一日あたり）	一日あたりの合 計	
	個 室	多床室		個室+食費	多床室+食費
第 1 段階	380 円	0 円	300 円	680 円	300 円
第 2 段階	480 円	430 円	600 円	1,080 円	1,030 円
第 3 段階①	880 円	430 円	1,030 円	1,910 円	1,460 円
第 3 段階②	980 円	530 円	1,360 円	2,340 円	1,890 円
第 4 段階	1,231 円	915 円	1,545 円	2,776 円	2,460 円

＊食費・居住費については、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、当該認定証に記載されている負担限度額（上記表に掲げる金額）となります。

＊1 食単位で費用の支払いを受けるものとします。

食費の内訳：朝食）410 円 昼食）665 円 夕食）470 円

◆ 介護福祉サービス費

要介護度	基本単位	一日あたりの利用料 （基本単位×10.17 円）	利用者負担（一日あたり）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	603	6,132 円	614 円	1,227 円	1,840 円
要介護 2	672	6,834 円	684 円	1,367 円	2,051 円
要介護 3	745	7,576 円	758 円	1,516 円	2,273 円
要介護 4	815	8,288 円	829 円	1,658 円	2,487 円
要介護 5	884	8,990 円	899 円	1,798 円	2,697 円

◆ 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加 算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
生活機能向上連携加算 （Ⅰ）	100	1,017 円	102 円	204 円	306 円	1 月につき（原則 3 月に 1 回を限度）
生活機能向上連携加算 （Ⅱ）	200	2,034 円	204 円	407 円	607 円	1 月につき （個別機能訓練加算算定の場合は（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）を算定。この場合の（Ⅱ）は 100 単位）
機能訓練体制加算	12	122 円	13 円	25 円	37 円	1 日につき

個別機能訓練加算	56	569 円	57 円	114 円	171 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅰ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅱ)	8	81 円	9 円	17 円	25 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅲ)イ	12	122 円	13 円	25 円	37 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅲ)ロ	6	61 円	7 円	13 円	19 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅳ)イ	23	233 円	24 円	47 円	70 円	1 日につき
看護体制加算(Ⅳ)ロ	13	132 円	14 円	27 円	40 円	1 日につき
医療連携強化加算	58	589 円	59 円	118 円	177 円	1 日につき
看取り連携体制加算	64	650 円	65 円	130 円	195 円	死亡日及び死亡日 以前 30 日以下に限 り1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	132 円	14 円	27 円	40 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	183 円	19 円	37 円	55 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15	152 円	16 円	31 円	46 円	1 日につき
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20	203 円	21 円	41 円	61 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200	2,034 円	204 円	407 円	611 円	1 日につき(7日間を 限度)
若年性認知症利用者受入 加算	120	1,220 円	122 円	244 円	366 円	1 日につき
送迎加算	184	1,871 円	188 円	375 円	562 円	送迎を行った場合 (片道につき)
緊急短期入所受入加算	90	915 円	92 円	183 円	275 円	1 日につき(7 日間を 限定)
口腔連携強化加算	50	508 円	51 円	102 円	153 円	1 月につき 1 回を限 度
療養食加算	8	81 円	9 円	17 円	25 円	1 回につき(1 日3回 を限度)
在宅中重度者受入加算	421	4,281 円	429 円	857 円	1,285 円	1 日につき (看護体制Ⅰ又はⅢの 場合)
	417	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円	1 日につき (看護体制Ⅱ又はⅣの 場合)
	413	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	1 日につき (看護体制ⅠもしくはⅢ とⅡもしくはⅣの場合)
	425	4,322 円	433 円	865 円	1,297 円	1 日につき (看護体制加算無の場 合)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30 円	3 円	6 円	9 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	40 円	4 円	8 円	12 円	1 日につき

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,017 円	102 円	204 円	306 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	101 円	11 円	21 円	32 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	223 円	23 円	44 円	66 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	183 円	18 円	37 円	55 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	61 円	7 円	13 円	19 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単 位数に <u>17.6%</u> 乗じる		左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・1 月につき ※所定単位数＝ 基本サービス費に 各種加算・減算を 加えた総単位数

※ 長野市は、介護保険における地域区分が「7 級地」であるため、単位数に 10.17 円を乗じた金額になります。

※ 利用者負担の割合は、保険者の発行する「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※ 緑色で示した加算は、ご利用者みなさまが対象となります。

※ 橙色で示した加算は、該当される方が対象となります。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)

指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等の助言に基づき当事業所の機能訓練指導員、介護職員等が協同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。

※ 機能訓練体制加算

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を配置している場合に算定します。

※ 個別機能訓練加算

理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に算定します。

※ 看護体制加算

看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定します。

※ 医療連携強化加算

急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。

イ 喀痰吸引を実施している状態

- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施している状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

※ 看取り連携体制加算

看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7日を限度として算定します

※ 夜勤職員配置加算

夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定短期入所生活介護を行った場合に算定します。

※ 送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。

※ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7 日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日間を限度とします。

※ 口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。

※ 療養食加算

疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 在宅中重度受入加算

当事業所において利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせている場合に算定します。

※ 認知症専門ケア加算

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ 生産性向上推進体制加算

介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護

を行った場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。

介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。